

九州大学病院関連病院長会議役員会要項

(趣旨)

第1条 この要項は、九州大学病院関連病院長会議（以下「会議」という。）会則（平成16年4月1日施行。以下「会則」という。）第11条の規定に基づき、九州大学病院関連病院長会議役員会（以下「役員会」という。）における円滑な運営及び議事の手続き、その他必要な事項を定めるものとする。

(議事)

第2条 役員会は、役員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。
2 前項の議決に際し、監事は加わることができない。

(審議事項)

第3条 会則第7条第2項に規定する審議は、次のとおりとする。

- (1) 会議の事業に関すること。
- (2) 会議への入会に関すること。
- (3) 会議からの退会に関すること。
- (4) 会議からの除名に関すること。

(入会)

第4条 入会に関する手続きは、次のとおりとする。

- (1) 入会を希望する病院は、別に定める入会届をもって会議会長に申請を行う。
- (2) 会議会長は、前号の申請があった場合は役員会に諮る。
- (3) 役員会は、審議のうえ投票を行い、投票総数の3分の2以上の賛成をもって入会を許可する。
- (4) 前号の結果を会議総会に報告する。

(退会)

第5条 退会に関する手続きは、次のとおりとする。

- (1) 退会を希望する病院は、別に定める退会届をもって会議会長に申請を行う。
- (2) 会議会長は、前号の申請があった場合は役員会に諮り、審議を行う。
- (3) 前号の結果を会議総会に報告する。

(除名)

第6条 除名に関する手続きは、次のとおりとする。

- (1) 役員会は、会則の目的に反する行為があった場合には意見を聴取し、審議のうえ投票を行い、出席者全員の賛成をもって除名する。
- (2) 前号の結果を会議総会に報告する。

(補則)

第7条 この要項に定めるもののほか、役員会の運営等に関し必要な事項は、役員会が定める。

附 則

この申し合わせは、平成23年5月9日から施行する。